2026年10月30日
（受託者）株式会社八十二長野銀行

信託業法第29条第3項に定める事項についてのご報告

（期間：2026年4月1日 ～2026年9月30日）

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項において準用する信託業法第29条第3項、並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第4項に定める事項について、下記の通りご報告いたします。

記

取引の種類	受託者と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	株式会社八十二長野銀行
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	長野県長野市岡田178番地8
取引の方法	受託者の銀行勘定への運用
取引を行った年月日	2026年4月1日～2026年9月30日
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	金銭
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	銀行勘定貸
取引の目的物の数量	「信託財産状況報告書」の「銀行勘定貸平均残高」に記載の通り
取引価格	「信託財産状況報告書」の「適用利率」に記載の通り
取引を行った理由	約款の規定に基づく信託財産に属する金銭の運用
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません

取引の種類	受託者の利害関係人と信託財産との間における取引
取引当事者の商号、名称又は氏名	該当ありません
取引当事者の営業所又は事務所の所在地もしくは住所	該当ありません
取引当事者と受託者又は信託業務の委託先との関係（取引当事者が利害関係人の場合）	該当ありません
取引の方法	該当ありません
取引を行った年月日	該当ありません
取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項	該当ありません
取引の目的物の数量	該当ありません
取引価格	該当ありません
取引を行った理由	該当ありません
当該取引に関して受託者（信託業務の委託先を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額	該当ありません
その他参考となる事項	該当ありません